JAL争議の早期全面解決に向け、支える会への加入を！

～JALに都労委命令を履行させ争議を解決するために皆様のお力をお願いします～

2010年大晦日、その年の１月に経営破綻した日本航空は整理解雇という名目で81名のパイロットと84名の客室乗務員を不当に解雇しました。解雇時点で史上最高の利益を上げており、稲盛会長（当時）は高等裁判所で経営上必要ない解雇だったと証言しました。JALは解雇以降パイロットで700人以上、客室乗務員は7500人以上を採用しながら、ILO166号勧告をも無視して解雇された者を一人も原職に戻していません。まさに、ものいう労働者を排除するための、必要のない不当解雇だったのです。

航空運送事業者（JAL）が公表することを義務付けられている安全報告書により、解雇から三か月後にはパイロットで269名、客室乗務員で466名も安全運航上確保すべき在籍人数を下回っていたこと＝必要以上の乗務員を解雇したことが明らかになりました。この事実について交渉でJALに問いただしましたが、「解雇有効は裁判で明らかになっている。」などとしか答えませんでした。この行為が不当労働行為であると東京都労働委員会は判断し、「今後解雇後の人員数について説明を求める団体交渉を申し入れたときは根拠を示して具体的に見解を述べなければならない。」「今後同様なことを繰り返さない旨の文書を一週間以内に組合に交付しなければならない。」と命じました。

しかし、未だに命令を履行せず違法行為を続けています。命令を履行させ、解雇争議を解決するために全国展開の運動を行います。闘いには闘争財政確立が重要です。一人でも多くの皆様に「不当解雇とたたかう日本航空労働者を支える会」への新規入会、会員継続を心から訴えます。

2026年7月

「不当解雇とたたかう日本航空労働者を支える会」事務局長　柚木康子

事務局：〒144-0043　東京都大田区羽田3-3-15　デラモタワー202
TEL:03-6423-7878　FAX03-6423-7430　Eメール：sasaerukai@lemon.plala.or.jp

切り取り線

払込取扱票

02 東京

通常払込料金加入者負担

口座記号番号 00190-1-566599

金額 ※

加入者名 JAL 闘争を支える会

料金　備考

※

個人会員　年額一口 3,000 円　（　）口
団体会員　年額一口 3,000 円　（　）口

Eメールアドレス　@

所属組合／団体（　）

〒※ おところ

※ おなまえ　（ふりがな）　様

（ご連絡先電話番号　－　－　）

日附印

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

通信欄・ご依頼人

ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。（承認番号東第 53157 号）

これより下部には何も記入しないでください。

切り取らないでお出しください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号 00190-1 通常払込料金加入者負担

566599

加入者名 JAL 闘争を支える会

金額 ※

ご依頼人 おなまえ ※ 様

料金　日附印

備考

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

切り取り線

個人会員の方は月額250円の半年払いも可能です。（￥1,500／半年）

（ご注意）
・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きＡＴＭでもご利用いただけます。
・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
・払込みの際、法令等に基づき、運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。
・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

課税相当額以上

貼　　付

印

この場所には、何も記載しないでください。